

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者年金は、農業者だけが加入できる公的年金です。国民年金に上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます。



◆加入要件◆

国民年金の第1号被保険者で、20~60歳未満、年間60日以上農業に従事する方であれば誰でも加入できます。（農地を持っていなくても加入できます）

◆積立方式の年金◆

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる、積立方式・確定拠出型です。

◆保険料◆

毎月の保険料は、2万円を基本として最高6万7千円まで千円単位で選択できます。
減額・増額はいつでもできます。

（※39歳以下で一定の要件を満たす方は国庫補助があります）



◆税制面での優遇措置保険料◆

- 支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- 受け取る農業者年金は公的年金等控除が適用
- 農業者年金の保険料運用益も非課税

◆終身年金◆

年金は生涯受給できます。
仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

詳しくは農業者年金基金ホームページをご覧ください
<https://www.nounen.go.jp>



農業者年金を受給されている方は現況届の提出が必要です

農業者年金を受給されている方は、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、農業者年金受給権者現況届（現況届）の提出が必要です。

現況届は、6月末日までに農業委員会事務局に提出してください。

現況届の用紙は、農業者年金基金からご自宅へ郵送されます。受給者ご本人が署名等を記入して農業委員会事務局へ提出してください。ご本人が記入することが困難な場合は、代理人（親族など）が「代理人」の欄にも記入して提出してください。

期限内に提出されなかった場合は、[年金の支払いの差し止めや、受給が遅れることがあります](#)ので、忘れずに提出してください。

農業委員会だより

見附市農業委員会 ドリームアグリ No.36 令和7年6月

ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていきたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)

地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう

イノシシなど有害鳥獣による農作物被害は全国的にも深刻な問題となっています。これらの被害を防ぐためには「予防・環境整備・捕獲」の3つの総合的な対策が必要とされています。特に「鳥獣が住みにくい環境整備」は地域ぐるみの対策が大切です。

鳥獣の住みにくい環境づくり

『隠れ場所』を作らない

農地周辺、雑草が繁茂した所、ヤブ地などの草刈りを行い、棲み処や寄り付きやすい場所を作らない

『エサ場』を作らせない

動物の「エサ」となるものを農地周辺から排除する

※収穫しない放任果樹、放置されたままの作物（廃棄・くず野菜）、食べ物や生ごみを田畠に捨てるなど、気づかぬうちにエサ場になっていることもあります

効果のあった対策例（イノシシ）

- センサーライトの設置
- 青色のテープで場を囲う
- 唐辛子やハーブ等のにおいて寄せ付けない
- ラジオや鈴など音を出す
- 人の髪の毛をまとめてつるす
- 天敵の尿で対策（アニマルピー）

※これらの対策も時間が経過すると野生動物は慣れてしまうので、一定期間ごとにいくつかの方法を組み合わせて行うと有効です

有害鳥獣対策の取り組み支援事業

見附市では以下の有害鳥獣対策として支援を行っています。

▶ 鳥獣被害、対策などの研修会

研修会の参加希望がある地区はお問合せください。研修会についてご案内します。

内容：集落を対象とした対策、被害防止対策について、捕獲の基礎について、などの講座

▶ 捕獲等の担い手の確保対策

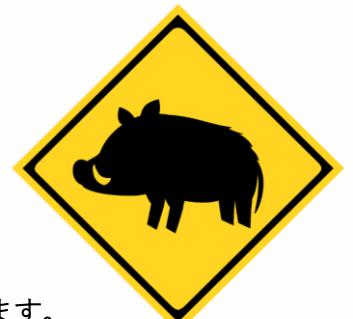
捕獲の免許取得費用の支援

- 銃猟免許取得経費補助金（54,000円を上限）
- わな免許取得経費補助金（10,000円を上限）

▶ 有害鳥獣捕獲報償金

許可期間、許可区域において指定有害鳥獣を捕獲した場合に報償金を支給します。

- | | |
|----------|------------|
| ・イノシシ、シカ | 15,000円/1頭 |
| ・クマ | 30,000円/1頭 |



【問合せ】農林創生課 農林整備係

農地パトロールを実施します

農地の適正な管理を怠ると、有害鳥獣や害虫の温床となるだけでなく、火災発生や不法投棄の一因となり、近接の農地や周辺住民の生活環境に大きな支障をきたす可能性があります。

農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消、農地の違反転用の防止・早期発見等を目的に、8月～10月にかけて農地パトロールを実施しています。これは、農地法第30条に基づき実施するもので、農業委員・農地利用最適化推進委員が調査を行います。農地付近等へ立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。



農地パトロールの様子

◆農地パトロールについて◆

担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が、農地を見回りながら農地や耕作の状況などを確認します。

このパトロールの結果、管理ができていないと判断した農地の所有者に対して「農地利用意向調査」を実施し、今後の農地利用の意向など確認し、指導等を行います。

◆遊休農地とは◆

- ・1年以上にわたって耕作されておらず、今後も農地の維持管理(草刈り、耕起など)や農作物の栽培がおこなわれる見込みのない農地
- ・周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業専門誌です。農業に関する様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術を分かりやすい紙面でお届けしています。



◆掲載の内容◆

- 1 農政の動きとかかわる経済・経営・農地・地域社会問題等、毎週様々なテーマをお伝えしています
- 2 最新の技術や農業機械、先進農家の取り組みを紹介します
- 3 経営管理、労務管理、農産物販売促進、市況等、農業経営に役立つ情報を掲載しています
- 4 地方面では、地方ごとの農業委員会活動、頑張る農業者の記事、イベント情報等を掲載しています



発行日 毎週金曜日(月4回)
購読料 月700円(送料、税込み)
申込先 農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局

令和7年度最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,620 ha	1,776 ha	67.8 %
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進めることが必要である。		

②目 標

集積面積	1,886 ha (うち新規集積面積 110 ha)	目標設定の考え方:農地等の利用の最適化に関する指針による。
活動計画	農委だよりにて農地中間管理事業受け手募集の広報周知 関係機関と連携し、制度の周知徹底を図る。	

(2)新規参入の促進

①現状及び課題

現 状	4年度新規参入者	5年度新規参入者	6年度新規参入者
	2 経営体	0 経営体	2 経営体
	16.70 ha	0.00 ha	23.90 ha

②目 標

目標面積	9.9 ha ※新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積
活動計画	年間を通じて関係団体と連携を図り、就農相談から就農・経営定着まで支援 将来的な農地貸付先の聞き取り

(3)遊休農地の解消

①現状及び課題

現 状	管内の農地面積	遊休農地面積
	2,620 ha	0.18 ha
課 題	離農者の農地を速やかに担い手へ集積が必要である。 小区画、不整形な農地の集積を進めることが必要である。	

②目 標

目 標	遊休農地の解消面積	0.04 ha
遊休農地の実態調査による早期発見とは正指導。		
利用状況 調査等	調査員数(実数)	24人
	調査実施	8月～10月 農地パトロール
	管理指導	10月～12月 遊休農地解消に向けた管理指導
	農地集積	6月～12月 地域計画更新に向けた農地利用の話し合い